

## 令和3年度大分県後期高齢者医療広域連合健康診査業務委託契約書

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき実施する健康診査について、大分県後期高齢者医療広域連合（以下「発注者」という。）と一般社団法人大分県医師会（以下「受注者」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

### （総 則）

第1条 発注者は、健康診査を受注者に委託し、受注者は発注者が委託する健康診査を実施する機関（以下「実施機関」という。）を代表して、これを受託するものとする。

### （委託業務）

第2条 発注者が受注者に委託する業務の内容は、別紙健診等内容表のとおりとする。

- 2 受注者又は実施機関は、健康診査終了後速やかに、健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお、通知に当たっては、健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が、自らの健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。
- 3 発注者は、実施機関に対し、健康診査受診結果や問診票等に係る受診情報の提供を求めることができる。
- 4 第1項における業務の実施機関は、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」を満たし、健診・保健指導機関番号を取得した機関とし、別紙令和3年度大分県後期高齢者医療広域連合健康診査実施機関一覧表のとおりとする。
- 5 受注者は、第4条に掲げる委託期間内において実施機関に異動（実施機関の番号、名称、所在地等の変更又は実施機関の追加、廃止等）がある場合は、速やかに書面にて発注者へ通知するものとし、発注者は、当該通知をもって承認できるものとする。

### （対象者）

第3条 健康診査の対象者は、発注者が大分県後期高齢者医療広域連合健康診査受診券（以下「健康診査受診券」という。）を送付した被保険者とし、当該実施機関において内容を十分に確認の上、実施するものとする。

### （委託期間）

第4条 委託期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### （委託料等）

第5条 委託料及び実施機関は、別紙令和3年度後期高齢者医療広域連合健康診査内訳書のとおりとする。ただし、委託料については消費税及び事務に係る経費を含むものとする。

(委託料の請求)

第6条 受注者又は実施機関は、健康診査終了後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料を、発注者の委託を受けて決済を代行する機関である大分県国民健康保険団体連合会（以下「代行機関」という。）に請求するものとする。

- 2 前項における結果の取りまとめ及び委託料の請求を代行機関へ送付する場合は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と実施機関の使用に係る電子計算機を、電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を、実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。
- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

(委託料の支払)

第7条 発注者は、請求者（受注者又は実施機関をいう。以下同じ。）から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受領した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受領した日が6日から月末までのものは翌々月の21日）を基本として、発注者と代行機関との間で定める日に、請求者に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

- 2 発注者及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者に返戻を行うものとする。この場合において、既に請求者に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との、代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。
- 3 請求者は、前項の返戻を受けた場合において、再度前条第1項の方法により請求を行うことができる。

(免責等)

第8条 実施機関は、健康診査を実施するに当たり後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」という。）と健康診査受診券の両方を確認するものとする。

- 2 前項において、被保険者証と健康診査受診券の両方を確認した結果、実施機関に過失がないと判断できる場合は、発注者の責任とし、発注者は代行機関を通じて実施機関に請求額を支払うものとする。
- 3 実施機関が、この契約に記載された内容と異なる業務及び請求を行った場合は、当該実施機関の責任とし、発注者から請求額は支払われないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 受注者及び実施機関は、発注者が受注者に委託する業務の全部又は一部を実施機関以外の第三者に委託してはならない。ただし、受注者又は実施機関が、検査機器の不備等により、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合は、この限りではない。

(譲渡の禁止)

第10条 受注者及び実施機関は、発注者が受注者に委託する業務の全部又は一部を実施機関以外の第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じさせた事故又は損害については、発注者及び受注者に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、実施機関はその負担と責任について、発注者及び受注者と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、受注者と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報保護)

第12条 受注者及び実施機関が、当該業務を実施するに当たっては、健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、受注者と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 発注者は、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」における受注者及び実施機関の公表内容等の詳細を確認する等、発注者が必要と認めるときは、受注者及び実施機関に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 発注者から前項の照会があった場合、受注者及び実施機関は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 発注者又は受注者は、受注者又は発注者がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 発注者は、前条の照会結果等から、健診機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」に関する受注者及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより発注者に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 発注者及び受注者は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。）が、反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(協 議)

第16条 この契約に定めのない事項又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者及び受注者は誠意を持って協議の上決定するものとする。

発注者及び受注者は、この契約を証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 3年 4月 1日

発注者

大分県大分市東春日町17番20号  
大分第2ソフィアプラザビル6階  
大分県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 佐藤 樹一郎

受注者

大分県大分市大字駄原2892番地の1  
一般社団法人大分県医師会  
会 長 近 藤 稔